

Title	〔商法四六一〕 株主代表訴訟において取締役および監査役の監視義務違反の主張が認められなかった事例-ヤクルト本社株主代表訴訟(第二事件)
Sub Title	
Author	山本, 真知子(Yamamoto, Machiko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2006
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.79, No.2 (2006. 2) ,p.95- 107
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20060228-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

株主代表訴訟において取締役および監査役の監視

〔商法四六一〕

義務違反の主張が認められなかった事例
——ヤクルト本社株主代表訴訟（第二事件）

東京地判平成一三年一月一八日

平一（ワ）六二〇二号

損害賠償事件（株主代表訴訟）

判例時報一七五八号一四三頁・金融・商事判例一一一九号四三頁・

資料版商事二〇六号一〇八頁

〔判示事項〕

デリバティブ取引が極めて大きな危険があり、このような取引の性質にかんがみれば、その取引開始の当否についてはもちろんのこと、取引開始後のリスク管理、取引経過・損益状況の監視等、企業の財務に過大な負担が生じないよう取引に対する慎重な意思決定並びに監視・監督が必要である。

〔参照条文〕

商法二五四条三項・二五四条ノ三・二六六条一項、民法

六四四条

〔事実〕

本件は、訴外A株式会社（ヤクルト本社）の取締役副社長であったY₂がデリバティブ（金融派生商品）取引に失敗して会社に一〇五七億円の損害を与えたとして、この損害につき、A社の株主である原告Xが同社の取締役又は監査役であった被告Y₁らの責任を追及した株主代表訴訟（第二事件）である。

A社は、Y₂に任せる形で昭和五九年一月期以降に特定金

銭信託(特金)による余剰資金の運用を始めた。この資金運用は社長 Y_1 の信任のもと会社の業務執行として行われ、運用結果が専務以上の取締役、常勤監査役等から構成される経営政策審議会及び取締役会に報告され、それぞれ承認されていた。また、監査法人による監査も行われ、その意見に従い実現損益が独立の勘定科目で区分表示されていた。経営政策審議会では平成二年から三年にかけて資産運用に対する批判的議論が強く出されていた。平成七年五月以降には、さらに個別報告書による監査室のチェック、想定元本増額禁止等の内容的制約を始めた。この時期には、経理担当取締役、常勤監査役、監査法人から Y_2 に対し、本件スワップション等取引に対し批判的な意見が出されていた。

というのも、資金運用は、当初は利益を上げていたものの、平成二年以降の株価暴落を受けて、含み損がふくらんだからである。平成八年三月期には、A社の財務諸表上に「オプション・スワップ等運用損」として四五億四四〇〇万円が区分計上され、これが対外的に公開された。平成八年六月に社長が Y_1 から Y_2 に交代し、その後平成九年三月には「スワップおよびオプション取扱規程」が制定され、①決裁権者・主管部署は従前通り Y_2 らであるが、②取引のつどまた取引残高を月々把握して担当役員及び常勤監査役に報

告すること、③リスク管理として、担当役員は社長の承認を得て限度枠を設定することが定められた。規程作成後の平成九年三月二十五日以降 i 株価指数スワップション等取引、ii 金利スワップション取引等取引、iii 通貨スワップション取引等取引がなされた。これらの取引は、当該規程により強化された管理体制の下で正規の業務執行として行われたが、iii 通貨スワップション取引等取引は、禁止された「新規の本取引」といわざるをえないものであった。

その後、平成九年三月期末には、計算上の含み損が、株価指数と金利合わせて約四〇八億円という巨額のものとなった。その後株価の戻しによる含み損の減少等もあったが、平成九年八月以降に株価が再び暴落しA社のスワップション取引等の計算上の含み損が一挙に拡大した。さらに、平成九年一〇月以降、含み損の拡大を受けてスワップション等取引の相手方銀行からの担保提供要請が強くなり、譲渡性預金を担保に出さざるを得なくなった。その結果A社の資金繰りに現実の支障が出るに至った。そこで、監査法人の賛成も得た上で、平成一〇年三月二〇日の取締役会において、出席取締役全員の賛成により、スワップション等取引からの完全撤退方針が機関決定された。結果として、A社は、いわゆるデリバティブ取引により、平成一〇年三月

期末において整理損一九六億円、引当金四七八億円、合計六八三億円の特別損失を計上した。

Xは、「被告Yらは、平成五年から平成一〇年三月二〇日までの期間中にA社の取締役又は監査役であったことがあり、一〇五七億円の「損害は、A社の資産規模をわきまえて、極めて投機性が高い株価指数などに基づく金融派生商品（デリバティブ）の取引が、適正規模を超えてなされることを防止するための適切な行為に及ばず、剩え、事態を把握した後も、直ちにその取引を停止しなければならぬのに、漫然放置し、だからと右取引を継続させ、損失を拡大させたことによるものである」として、代表取締役等の業務執行担当取締役については、善管注意義務（商二五四条三項）に違反し、また、他の平取締役は、業務監視義務（商二六〇条二項）に違反している、監査役としては、商二七四条、二七五条ノ二所定の権限を行使して、これら取締役らの行為を防止すべき義務があるのにこれを怠ったとして、被告Yらは連帯してA社に対して一〇五七億円を賠償する責任があると主張した。なお、被告らの在任期間については後に提出する一覧表のとおりであると主張していたが、その一覧表は提出されていない。

裁判所は、Xに対して、各被告の関与、責任の根拠、Y

らからの求釈明に対する回答を明らかにするように再三求めたが、XはY₂に関する刑事事件の記録の提示の申立てをした上で、デリバティブ取引の危険性や内部統制システムの構築義務を抽象的に述べるに過ぎず、それ以上の具体的な主張立証はなされなかった。これに対して、被告らからは、訴訟の早い段階で、A社の「デリバティブ取引に関する調査報告書」および「スワップおよびオプション取扱規程」が証拠として提出された。

東京地裁は、同一の損害を原因とし他の株主を原告とする先行する株主代表訴訟（第一事件）（販売会社等が、取締役六名を相手取り、六五〇億円の損失の賠償を求めて提起した事件、東京地判平成一六年一月一六日・金融商事判例一二一六号一九頁の事案）の被告とされている者（Y₂ら）に対する口頭弁論を分離した後、本判決の被告らに対する口頭弁論を終結した。その後、別件株式代表訴訟の原告らが本件訴訟に共同参加し、参加の被告とされた者に関する口頭弁論が再開された。本判決は、別件株主代表訴訟又は前記共同訴訟の被告とされていない者を被告として提起された原告Xの請求に関するものである。

〔判 旨〕

原告の請求を棄却。

一 代表取締役等の業務執行取締役の善管注意義務違反 (商法二五四条三項) について

「A社のデリバティブ取引に関する業務の執行に被告のうち取締役であった者が具体的に業務の執行に関与した事実を認めることはでき」ない。

二 取締役の業務監視義務違反 (商法二六〇条二項) について

「本件デリバティブ取引による損失は、六八三億円という巨額なものであり、平成四年三月期以降毎年約一五〇億円の経常利益を計上し……、平成一〇年三月期末の任意積立金は九九三億円に上っていたというA社の事業規模・財務内容を考慮しても……、このデリバティブ取引が極めて大きな危険があり、このような取引の性質にかんがみれば、その取引開始の当否についてはもちろんのこと、取引開始後のリスク管理、取引経過・損益状況の監視等、企業の財務に過大な負担が生じないよう取引に対する慎重な意思決定並びに監視・監督が必要である……。」

「本件デリバティブ取引は、平成五年から六年にかけて、当初Y₂の決裁により他の取締役との協議もなく開始された

たものの……平成七年五月以降、想定元本増額禁止等の内容的制約を設けた上で、監査法人による監査のほかに個別報告書によるチェックを行う管理体制をとり……経営政策審議会、常務会の議論を経た上で、平成九年三月二五日に「スワップおよびオプション取扱規程」を制定し……平成九年八月以降の株価暴落を受けて平成一〇年三月二〇日の取締役会にて、Y₄が最終的に本件デリバティブ取引の現状と完全撤退方針を提案し、出席取締役全員の賛成により、完全撤退方針が機関決定された」

「A社においては、デリバティブ取引の状況や損失の発生に依りて一応の管理体制をとってきたことが認められるのであるから、前記のような巨額損失発生の事実とこのことから伺われる本件デリバティブ取引の危険性といった事実のみから、デリバティブ取引による損失の発生を結果的に防止できなかったからといって、このことだけから、これを取締役会を構成する各取締役がその業務監視義務に違反したことを裏付ける事実であると評価することはできないし、他方で、このような会社の管理体制に委ねるだけでは不十分であるなど、Y₄らの責任原因を基礎づける具体的な事実関係については、Xは何ら主張立証していない以上、取締役であるY₄らにつき、業務監視義務に違反する責任が

あるとは認められない」

三 監査役の責任（商法二七四条、二五七条ノ二）について

「前記の一応の管理体制がとられていたことを前提とすれば、本件デリバティブ取引の危険性から、直ちに会社における具体的な管理体制に直接携わっていなかった監査役についても取締役の行為を積極的に防止すべき義務があったということとはできないし、他方で、XはYらの責任原因を基礎づける具体的な事実関係を何ら主張立証していない以上、監査役であるYらについても、取締役の行為を防止すべき義務に違反した責任があるとは認められない。」

〔評 釈〕

判旨結論に賛成。理由の部分に一部疑問点あり。

本件は、株主代表訴訟において取締役および監査役の監視義務違反の主張が認められなかった事例、いわゆるヤクルト本社株主代表訴訟の第二事件である。ヤクルト本社の株主代表訴訟としては、第一事件として東京地裁平成一六年一月一六日の判決もあるが、本稿では取締役、監査役の監視義務の範囲に関して重要な意義を有する第二事件判決を取り上げる。

一 業務執行責任

業務執行責任の点については、本件の金融取引に関して、もっぱら本件では口頭弁論から分離された（九七頁下段参照）Y₂が行っていたということができ、本件で判決が言い渡された他の取締役らについて業務執行責任を否定した本判決の判断は妥当であると考ええる。

二 取締役の監視義務

1 取締役の監視義務

取締役の監視義務の点についての先例として最判昭和四八年五月二二日（民集二七巻五号六五五頁）がある。最高裁は、手形取引に関して商二六六条ノ三の責任が問われたこの事案に関して「株式会社Aの取締役会は会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする職務を有する」と述べ、一般に、取締役に監視義務があるものとした。商法二六〇条一項の文言からも基本的にこのような考え方に賛成である。

2 大規模な企業における内部統制システムの構築義務と「信頼の権利」

一定程度以上の規模の株式会社においては取締役が会社の全ての業務執行を監視監督することは現実には不可能である。そこで、①代表取締役や業務担当取締役はリスク管理や法令順守体制のために内部統制システム構築義務を負い、②その他の取締役等は内部統制システムの構築を行っているか否かを監視する義務を負っているということが学説上有力に主張されてきた(神崎克郎「会社の法令遵守と取締役の責任」曹時三四巻四号八六八頁(一九八二年)、山田純子「取締役の監視義務——アメリカ法を参考にして——」『企業の健全性確保と取締役の責任』二三八頁(有斐閣、一九九七年)、伊勢田道仁「会社の内部統制システムと取締役の監視義務」金沢法学四二巻一号七九頁(一九九九年)、岩原紳作「大和銀行代表訴訟事件一審判決と代表訴訟制度改正問題」(上)「商事一五七六号一頁(二〇〇〇年)など)。そして、いったん、内部統制システムが適切に構築されれば、通常の場合は、委任を受けた担当者や部下の報告等を自ら調査する必要はなく、それらを信頼することができ、特段の事由がある場合にのみ、自らが調査する義務が生じ、これを怠った場合に義務違反が生ずると解

されている。これを一般に「信頼の権利」といい、アメリカ法を参考にわが国でも検討が進んでいる(American Law Institute, Principles of Corporate Governance: Analysis and Recommendations, § 4.02. 岩原・前掲一四頁)。

裁判例としては、このような内部統制義務を明示的に認めたものは少ないとされるが、大和銀行代表訴訟事件判決(大阪地判平成二二年九月二〇日、判時一七二二一三頁・三二二頁)は、以下の様に判示している。「重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから(商二六〇条二項)、会社経営の根幹に係わるリスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要し、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負う。……取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなす……どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経

営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量が与えられている。」「巨大な組織を有する大規模な企業においては、……頭取あるいは副頭取は、各業務担当取締役にその担当業務の遂行を委ねることが許され、各業務担当取締役の業務執行の内容につき疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、監督義務懈怠の責を負うことはない。このような判示には、一般論として、賛成してよいと考える。後述するように、会社法は、大会社について内部統制構築義務を課すこととしたが、そのような方向性にも沿う判示であるといえる。ただし、大和銀行事件は、本件とは異なり、ニューヨーク支店の使用人による、無断かつ簿外の証券業務の事例であった点を考慮しなければならぬであろう。

3 取締役が行うデリバティブ取引について他の取締役の監視義務

次に、具体的に、本件の場合に取締役が行うデリバティブ取引について他の取締役はどのような監視義務を負っているのかについて検討したい。この点に関して、本判決は、当該デリバティブ取引について、極めて大きな危険があるとして、そのi 取引開始の当否についてはもちろんのこと、ii 取引開始後のリスク管理、取引経過・損益

状況の監視等、企業の財務に過大な負担が生じないよう取引に対する慎重な意思決定並びに監視・監督が必要である、との一般論を述べた後で、(a) 本件取引はY₂単独の決裁で開始されたこと、(b) 含み損発生後は内容的制約と個別報告書による管理体制を採ったこと、(c) 整理縮小・完全撤退の決定をしたこと、を認定して、本件「取引の状況や損失の発生にに応じて一応の管理体制をとってきたことが認められる」と判示した。

(a) 本件取引はY₂単独の決裁で開始されたという認定によると、i の本件取引開始時における善管注意義務が果たされていないことにならないのか、疑問が残る(森田果「本件評釈」ジュリ一二二四号一一七頁(二〇〇二年)参照)。また、ii についても、会社に内部規程を制定し、報告していたということで果たして取締役らが十分監視義務を果たしていたといえるのか、疑問が残るところではある。特に、A社の資産規模に対する本件取引の規模の大きさ、また、A社のいわゆる本業が乳酸菌飲料の製造・販売であることを考慮すると、本件で問題となっているような投資行為について十分な内部統制システムが構築されていたといえるのかどうか、また仮に構築されていたとしてもそれを実効的に機能させていたといえるのが問題である。特

に、内部統制システムを通じて取引のリスクが把握することができたとしても、それに対する対応がスムーズなものであったのか、という疑問点がある。本件では、取引について反対論を述べる者もいたようだが、このような指摘についての対応がずさんであったとも思われる(森田・前掲一一七頁)。この点、一般論として、「当座の余裕資金を有利に運用して利益をあげる行動は企業としてはありうべきことであろうが、本業と違った部門や従来営業とは違った新規事業への進出に際して多額の出資をするには、取締役は特に慎重でなければならないであろう。」プロでも失敗する可能性のあるハイリスク商品に経験の豊富でない者が参加するには相当の危険管理のシステムを構築する必要があるのは常識であり、それを怠り安易にハイリスクな投資・投機を行ったことは重大な職務怠慢といつてよい。」との指摘がある(尾崎安央「会社役員の原因と株主代表訴訟の類型」(特集・近時の会社争訟の焦点と課題)判タ九一七号九三頁(一九九六年))。また、一つの参考となる裁判例として、日本サンライズ事件(東京地判平成五年九月二一日、判時一四八〇号一五四頁)がある。これは、後に定款を変更して株式投資も目的に追加したが、不動産賃貸業を営む日本サンライズ社の取締役らが借入金で多

額の株式投資(投資一任)を行ったことが善管注意義務違反にあたるのではないかとして争われたものである。東京地裁は、株式会社社の取締役は、「新規事業については、会社の規模、事業の性質、営業利益の額等に照らし、その新規事業によって回復が困難ないし不可能なほどの損失を出す危険性があり、かつ、その危険性を予見することが可能である場合には、その新規事業をあえて行うことを避止すべき善管注意義務を負うものと言うべきである」と判示した。

それでは、本件の取締役らについては、監視義務違反が認められるべきであるのか。しかし、私は、いくつかの疑問点は有するものの、監視義務違反を否定した本判决の結論には賛成したい。この点との関連で、第一事件に関する東京地判平成一六年二月一六日について若干触れておきたい。

4 東京地判平成一六年二月一六日(第一事件)

前述したように、第一事件は本判决と同一の損害を原因とし他の株主を原告とする先行する株主代表訴訟であり、販売会社等が、取締役六名を相手取り、損害金の一部、六五〇億円の賠償を求めて提起した事件である。東京地裁は、
①取引を行った本人である Y_2 について、i 商二六〇条二

項違反及び ii 定款違反を否定したが、iii 平成九年二月（一二月の取引について限定して善管注意義務違反を肯定した。しかし、②当時の社長 Y₁ を含め一名を除き経営政策審議会のメンバーであった者については、本件の取締役らと同様監視義務違反を否定した。判決は、前掲した最高裁昭和四八年五月二二日判決を引用し、また、リスク管理など内部管理体制の構築義務及び信頼の権利については大和銀行代表訴訟事件判決にも類似した内容を判示した後に、i Y₅・Y₃（取締役・常勤監査役）については「当時はデリバティブ取引に対する周知度は低く、金融機関ですら完備されたリスク管理体制を構築しておらず、監査室からも本件監査法人からも特段の指摘はなかった」「個別取引報告書の調査確認の結果に基づいて、Y₂ に対して意見具申をしたことも複数回あるなど、積極的に調査確認を行って」いたとして、ii Y₁ については、「平成九年二月当時、……Y₂ が行っていた本件デリバティブ取引の内容の詳細について知る機会はほとんどなかった、iii Y₄ については、「平成九年二月当時、……Y₂ が行っている本件デリバティブ取引の内容の詳細を直接チェックすべき立場にはなく」「Y₅ 及び Y₃ 並びに監査室から、……異常な取引がある等の報告もなかった」「監査法人からも特段の指摘はなかった」

iv Y₆・Y₇・Y₈（総務所管取締役、営業所管取締役、広報及び研究開発所管取締役）については、「その職掌事務からして、Y₂ が行っていた本件デリバティブ取引の内容の詳細について具体的に知る機会はなかった」と述べて、各々の取締役、監査役について監視義務違反を否定した。この結論に対しては、「バブル経済が崩壊し、株価に影響する災害や会社倒産事件などが多発する状況下で、余裕資金の運用としてデリバティブ取引を専決処理していた取締役の法的責任を一部ながらも認めたという点では評価できるだろう。しかし、それを監視コントロールすべき役割を担うはずの他の会社役員に対する裁判所の無答責の判断には些かの疑問を抱かざるを得ない。」「問題となった平成九年二月以降の Y₂ の行為に疑念を抱かずとも仕方がなかったという論理で全て割り切れるものなのか、難しいだろう。特に、代表取締役社長の地位に就いていた Y₁ そして Y₄ に関しては、もっと厳しい評価が下されてしかるべきだと考える。一〇年余に亘り、同一人をリスクの高い業務の専決権を有する地位に牽制も無しに配置し続けるということの内部統制上の問題を認識すべきである。」として疑問を投げかける者がいる（遠藤喜佳「判批」金融商事判例一二一七号五六・五八頁（二〇〇五年）。同感である。

第一事件判決は、「当時はデリバティブ取引に対する周知度は低く、金融機関ですら完備されたリスク管理体制を構築しておらず、監査室からも本件監査法人からも特段の指摘はなかった」としており、また、前掲した大和証券事件判決も「整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起するさまざまな事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により、充実にいくものである。したがって、……現時点で求められているリスク管理体制の水準をもって、本件の判断基準とすることは相当でない」としていた（前掲判時一七二二号三三頁）。しかし、それでは、その時点で「よく分からない」金融取引については問題が起こるまで自由に行ってよい、という結論に至ってしまわないのか、疑問が残る。

また、第一事件の結論については疑問があるとした前掲の評釈者も、第二事件については、「もともと同事件の被告役員らは、本件の判決対象となつた役員らとは職務権能の点で大幅に異なっているといえる。」としている（前掲金商一一一七号五九頁）。確かに、第一事件の被告らは、一名を除いて経営政策審議会の構成員である点が特徴的である。しかし、本件においては、取引開始の時点から損益計算書によって取締役会に報告、承認されており、いわゆ

る「平」取締役であったとしても、そのチェックができなかったとはいえないのではないかと思われる。もつとも、取締役であれば誰でも同じ責任を負う、という趣旨ではない。前掲大和銀行事件判決や日本航空電子工業事件判決（東京地判平成八年六月二〇日・判時一五七二二号二七頁・三八頁）は、地位についた時期によって各取締役等の責任範囲を限定し、寄与度に応じた因果関係の割合的認定をする割合的因果関係論を認めている（岩原紳作「大和銀行代表訴訟事件第一審判決と代表訴訟制度改正問題」下）商事一五七七号一〇頁（二〇〇〇年）。本判決の場合にも、取締役の職務・在任期間によってより細かな認定が必要であると考えられる。この点、第一事件判決が、 Y_5 、 Y_3 について、「個別取引報告書の調査確認の結果に基づいて、 Y_2 に対して意見申をしたことも複数回あるなど、積極的に調査確認を行って」いたという点は参考値する。

5 訴訟上の問題点

本件の場合には、訴訟上の問題点も存在していたように思われる（志谷匡史・「本件判批」商事一七三三号四〇頁（二〇〇四年）参照）。一般的に、①取締役の責任追及にかかわる株主代表訴訟における当事者の主張立証責任に関連して、善管注意義務違反の場合には、その訴えは受任

者としての債務不履行責任の追及であり、被告取締役の任務懈怠という客観的要件については原告株主に立証責任があるが、帰責事由たる故意または過失という主観的要件の不存在については被告取締役の抗弁事由であるとされている。この点に関して、前に触れた大和銀行株主代表訴訟と同一の事件の担保提供申立てについての決定（大阪高決平成九年一月一八日、判時一六二八号一三三頁）がある。

また、経営判断の原則の適用の主張、すなわち、経営の裁量の範囲内であるとの主張については、異論はあるが、特殊な抗弁事由であると解されている（新谷勝・金商一一〇九号六四頁（二〇〇一年））。

このような証明責任の分配についての理解に立つて本件をみてみると、本件の場合、取締役の任務懈怠の点についての原告の主張立証は十分とはいえなかったのではないかと思われる。特に、前述した各取締役の職務・責任の関係について、原告は被告らの在任期間の一覧表を提出するとしながら提出していない。Xは、本件デリバティブ取引の危険性を主張するのみで、また裁判所およびYらからの度重なる求釈明に答えなかったため、裁判所は、Xはこれ以上の主張・立証活動を行う意思はないとし、監視義務違反の評価根拠事実の立証は抽象的で不十分であるのに対し、

被告側の評価障害事実の立証は一応なされているのであるから、Yらの本件デリバティブ取引に対する監視義務違反は認められないと判断したといえる（井上貴也「本件評釈」金商一一二一七頁（二〇〇一年））。一般的に、取締役の監視義務に関する株主代表訴訟においては、原告が、業務執行者が違法行為を行うことを被告が知っていたこと又は知るべきであったといえるだけの具体的状況を主張・立証しなければならぬが、被告が取締役の地位にあることしか請求原因において主張されていない場合が多く見られる、との指摘がある（菅原雄二・松山昇平「株主代表訴訟における訴訟運営」『新・裁判実務体系11』（青林書院、二〇〇一年）一一三頁）。本件の場合は、被告らが取締役の地位にあつた期間についてさえも原告の主張・立証が十分であったといえるのか疑問が残るところであり、判旨結論には賛成したいと考える。

三 監査役の監視義務

監査役の監視義務については、前掲大和銀行代表訴訟事件判決が「監査役は、商法特例法二二条一項の適用を受ける小会社を除き……取締役がリスク管理体制の整備を行っているか否かを監査すべき職務を負うのであり、これもまた、監査役としての善管注意義務の内容をなす」（判時一

七二一号(三三頁)としている。したがって、この判旨に従うならば、本判決が、「前記の一応の管理体制がとられていたことを前提とすれば、本件デリバティブ取引の危険性から、直ちに会社における具体的な管理体制に直接携わっていないかつた監査役についても取締役の行為を積極的に防止すべき義務があったということはできない」としている点には疑問が残る。しかし、本判決は、続けて、「他方で、XはYらの責任原因を基礎づける具体的な事実関係を何ら主張立証していない以上、監査役であるYらについても、取締役の行為を防止すべき義務に違反した責任があるとは認められない」としており、取締役について述べたのと同様、原告の主張立証が十分であったかには疑問が残るため、結論としては判旨に賛成したいと考える。なお、監査役の場合には、常勤非常勤の別による区別が問題となり得るが、取締役のところでも述べたのと同様、常勤であるから責任を負う、非常勤であるから責任を負わない、といった単純な図式にはなりえず、個別具体的な検討が必要であると考えらる。

四 本判決後の商法改正、新会社法制定と法務省令

1 平成一三年一二月商法改正による取締役の責任制限
 取締役が多額の賠償責任を認める代表訴訟事件判決があ

ったことをも受けて、平成一三年一二月の改正によって取締役の責任制限の規定が設けられ、会社法にも多少の修正はあったがその規律内容はほぼそのまま受け継がれている(会社四二七条以下)。本事件は同改正の前に起こったものであることから賠償額が多額であり、責任を否定するという結論に至った可能性も否定できない。責任制限については賛否あるところではあるが、「取締役の責任が重いと、裁判所が解釈論的な努力によって責任を制限しようとする傾向が生じてくる。……場合によっては、解釈論としての限界から、責任に限度を設けるのではなく、責任そのものを否定する結果になってしま(例えば、過失の認定が厳格になりすぎる)、むしろ取締役の責任追及を困難にするという逆説的な状況を生み出す面があることも否定できない。」との指摘(岩原紳作・前掲商事一五七七号一三頁)がある。傾聴すべきである。

2 平成一四年改正と新会社法における大会社の内部統制システム構築義務

平成一四年改正によって委員会等設置会社に内部統制システムの構築義務が課された(商特二一条の七第一項二号、商則一九三条)。そして、新会社法においては、すべての大会社において、取締役の職務の執行が法令や定款に適合

することなど、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の構築の基本方針の決定が新たに明文上義務づけられることになった（会社三四八条三項四号、三六二条四項六号、四一六条二項）。これについては、「株式会社のうち、大会社については、その活動が社会に与える影響が大きいことから、適切なガバナンスの確保が特に重要であると考えられる。また、最近の企業不祥事の事例に鑑みても、各会社において自社の適正なガバナンスを確保するための体制を整備することの重要は増しているといえる。実際の訴訟においても、取締役の善管注意義務違反は、他の取締役や使用人等に対する監視義務違反を含む取締役の任務懈怠につき問題とされることも多く、監視・監督義務に関しては、健全な会社経営を行うためには会社が行う事業の規模・特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる「内部統制システム」）を整備することが必要である旨判示した裁判例も存在する」ことを理由とすると説明されている（相澤哲『一問一答 新会社法』一二八頁以下〈商事法務、二〇〇五年〉）。会社法三六二条四項六号に規定する業務の適正を確保するための体制については、会社法施行規則一〇〇条に定められており、また、東京証券取引所が二〇〇五年一月に企業の内部統制に関する規則

改正を発表し、金融商品取引法においても財務報告にかか
る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計
士等による監査が義務付けられる予定である。本件のよう
な場合が新法の下ではどのように解されるのか、今後の検
討課題としたい。

山本真知子